

平和交通株式会社 行動計画

次世代育成支援対策進法に基づき社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. <計画期間>

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

2. <内容>

目標(i)：利用可能な両立支援制度に関する労働者、管理職への周知徹底について社内に掲示し社内講習会を年12回実施する。

(対策)

- ① 職業性ストレスチェック制度
- ② 仕事・子育て両立支援制度
- ③ 長時間労働させない制度

令和6年4月 行動計画を全労働者に周知させる

令和6年4月 希望する労働者より聞き取り調査

目標(ii)：職業生活における活躍の推進制度の周知

(対策)

令和6年4月 行動計画を全労働者に周知させる

目標(iii)：長時間労働是正の削減の為の措置の実施

(対策)

令和6年4月 行動計画を全労働者に周知させる

令和6年4月 希望する労働者より聞き取り調査

平和交通株式会社（関内）
平和交通株式会社（保土ヶ谷）
平和交通株式会社（新子安）
平和交通株式会社（新横浜）
平和交通株式会社（和田町）
平和交通株式会社（西）
平和交通株式会社（向町）
平和交通羽田株式会社